

## 介護サービスを利用する手順

要介護認定申請	介護サービスを利用する必要がある人は、市の担当窓口申請してください。 <b>① まず申請します 参照</b>
認定調査	訪問調査：調査員が訪問し、心身の状況を調査します。 <b>② 認定調査が行われます 参照</b> 主治医意見書：主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。
審査・判定	訪問調査の結果や主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について審査を行います。 <b>③ 審査・判定されず 参照</b>
認定・通知	審査結果にもとづき「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、結果が通知されます。 <b>④ 認定結果が通知されず 参照</b>
ケアプランの作成	「要介護1～5」の人はケアプランを、「要支援1・2」の人は介護予防ケアプランを作成します。(詳しくはP7～参照) ※「非該当」の人は一般介護予防事業を利用できます。
介護サービス開始	ケアプランにもとづいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスが利用できます。(詳しくはP12～参照)

### ① まず申請します

介護サービスを利用する必要がある人は、まず要介護認定の申請をします。

### 要介護認定申請

申請は本人のほか、家族や成年後見人等が代理で行うことができます。必要なものを用意して市の介護保険課または支所の窓口にお越し下さい。また、次のところでも申請を代行してもらうことができます。

- 高齢者相談センター(地域包括支援センター)
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

#### 申請に必要なもの

- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 主治医意見書を依頼する病院名、医師名
- ・ マイナンバー
- ・ 来庁者の身分証明書(運転免許証など)
- ※第2号被保険者(40～64歳)の場合
  - ・ 医療保険の保険証
  - ・ 特定疾病の確認(右図参照)

#### CHECK ワンポイント解説

##### 【居宅介護支援事業者】

市区町村の指定を受け、ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置しています。要介護認定申請の代行やケアプラン作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡や調整を行います。



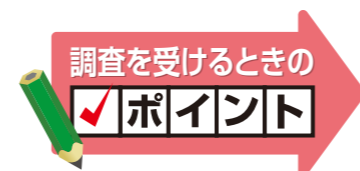
## ② 認定調査が行われます

申請により、介護がどのくらい必要な状態か調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。



### 訪問調査

認定調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状況を聞き取ります。その内容を調査項目と特記事項にまとめ、調査票を作成します。



- 普段どおりの心身の状況をありのままに伝える。
- 家族など、いつもの介護者に同席してもらう。
- 体調のよいとき(通常時)に調査を受ける。

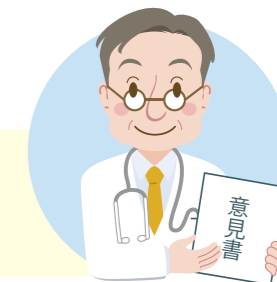
主な調査項目	身体機能・起居動作：麻痺等の有無、寝返り、立ち上がり、歩行
	生活機能：食事摂取、排尿、排便、口腔清掃
	認知機能：意思の伝達、毎日の日課、短期記憶、徘徊
	精神・行動障害：作話、昼夜の逆転、大声をだす
	社会生活への適応：薬の内服、金銭の管理、買い物
	過去14日間にうけた特別な医療について：点滴の管理、透析 等74項目

※調査項目に盛り込めない内容は、特記事項に記入されます。

### 主治医意見書

市の依頼により主治医が医療的観点から意見書を作成します。

※定期的に診察を受けていないと、主治医意見書を作成できない場合がありますので、最終診察日を確認してください。



#### 主治医とは?

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。

#### CHECK ワンポイント解説

【介護保険の特定疾病】第2号被保険者(40～64歳)の申請の場合は、主治医に確認をお願いします。

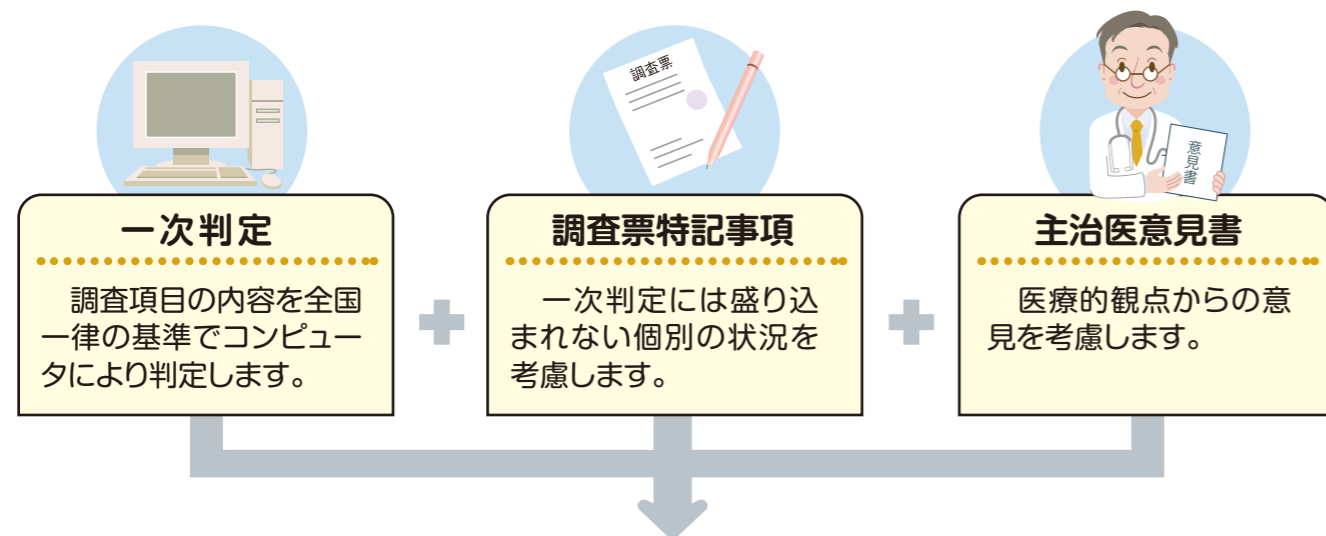
医学的に、加齢による心身の変化に起因すると考えられる以下の16種類が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

介護保険のしくみ  
要介護認定  
ケアプランの作成  
サービスを利用する  
サービスを利用できる  
介護サービス  
地域包括支援センター  
その他のサービス

## ③ 審査・判定されます

コンピュータ判定の結果（一次判定）と調査票特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査が行われ、要介護状態区分が判定されます。（二次判定）



### 二次判定（介護認定審査会が審査・判定）

介護認定審査会は保健、医療、福祉の専門家で構成されています。審査は前回の介護度・家族構成・サービス利用状況などではなく、本人に必要な介護の手間や、状態の改善の可能性などを焦点に判定します。



### ● 要介護状態区分

- 非該当** ... 一般介護予防事業を利用できます  
P 30～参照
- 要支援1・2** ... 介護予防サービス・総合事業を利用できます  
P 12～参照
- 要介護1～5** ... 介護サービスを利用できます  
P 12～参照

※総合事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業の略（P 29～参照）

### 障害者控除・特別障害者控除を受けられます

要介護1から要介護5の認定を受けている人は、要件を満たすことで税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除できます。詳しくは市の介護保険担当窓口にご相談ください。

## ④ 認定結果が通知されます

審査結果にもとづいて、要介護状態区分と認定有効期間が通知されます。

### 認定結果通知と被保険者証が届きますので記載内容を確認しておきましょう

#### ● 記載されていること

要介護状態区分、認定有効期間など  
※被保険者証は介護サービスを利用するときに必要です。



### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。次回は、有効期間前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けます。

被保険者証を見て有効期間を確認しましょう。



### 介護サービスの利用を継続する人

- 有効期間満了の 60 日前になったら → 更新の申請をします
- 介護の必要性に大きな変化があった場合 → 区分変更申請ができます



#### 【申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいときは？】

申請した後、認定結果が通知されるまでの間に緊急的に介護サービスを利用したい場合は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業者にご相談ください。

#### 【認定結果に不服があったときは？】

要介護認定の結果への疑問や納得できない点があった場合は、まず、市の窓口にご相談ください。その上で、なおかつ納得できない場合は、3か月以内に群馬県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

#### 【介護サービス情報公表システム】

厚生労働省が運用している「介護サービス情報公表システム」では、全国の介護サービス事業所の情報を閲覧することができます。参考にしてください。

URL：http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp